

氏名	金指 有里佳		
学位の種類	博士（学術）		
学位記の番号	甲第 216 号		
学位授与年月日	2019（平成 31）年 3 月 20 日		
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当		
学位論文題目	ひとり親世帯の生活実態からみた今後の居住支援のあり方に関する研究		
論文審査委員	主査	定行まり子	（生活環境学専攻 教授）
	副査	佐藤 克志	（生活環境学専攻 教授）
	副査	堀越 栄子	（生活環境学専攻 教授）
	副査	檜谷美恵子	（京都府立大学生命環境科学研究科 教授）

論文の内容の要旨

昨今、従来の三世帯同居から核家族化そして単身世帯へと、主要な家族形態が変化し世帯数が増加しているが、子どものいる家庭のうちひとり親世帯の占める割合も増加している。ひとり親世帯は母子世帯が大部分を占め、離婚による養育費が支払われているケースより支払われていないケースの方が多くことや、男女の社会的地位による収入格差などから生活状況が特に逼迫しているものが多い。ひとり親世帯になると住んでいた家族の家に残る場合あるいはその家から出て行く場合があるが、父子世帯の父親は残る場合でも持ち家のローン返済や賃貸住宅の家賃を支払い続けることは可能なケースが多いと考えられる。しかしながら、母子世帯の母親はそのような家賃を支払うことは容易でなく、出て行くまたは収入に合わせ転居するケースが多いと考えられる。都市部においては、人口が膨大なため公営住宅は入居希望者が多く、低所得者層の住居の受け皿になっているとは言い難い。民間賃貸住宅も家賃の高騰や単親世帯向け住戸の増加などから、ひとり親世帯が選択可能な住居は限られる。また、ひとり親はなるべく家庭の時間を確保できるような職場や保育所などに近い住居を選択せざるを得ないうえ、子どもがいるため地域住民との関係性の構築なども不可欠といえる。住居を確保した後も、残業や緊急時の対応、子どもの成長に伴う教育費の増加や転居の必要性など、様々な課題が生じると想定される。

このような中で、近年は住生活基本法、住宅セーフティネット法の成立により、「住宅確保要配慮者」への「居住支援」が推進され始めている。住宅確保要配慮者とは、低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者とされ、住居の確保が容易でないと考えられるひとり親世帯の大半も住宅確保要配慮者に該当するといえる。居住支援とは、公的賃貸住宅の供給促進並びに民間賃貸住宅への円滑な入居促進の支援などであ

る。各自治体においては、国が定めた住宅確保要配慮者への居住支援策について、居住支援協議会や居住支援法人を通して展開を始めている。

そこで、本研究ではこうしたひとり親世帯の現状に鑑み、セーフティネットの観点から、住居の確保というハードの支援、及び生活全般のソフトの支援をあわせて「居住支援」と定義し、自立に向けどのようにひとり親世帯の居住支援を行うべきか検討することを目的とする。これは、第一に生活基盤を整えるための住宅確保の支援が重要であり、第二にひとり親世帯は日常生活の支援が必要な場面が多く生活支援が求められる、と考えられるためである。具体的には、公営住宅や民間賃貸住宅など居住を中心に自治体における支援策の実態と課題を把握するとともに、経済的に弱いひとり親世帯の居住及び生活の課題、支援のニーズを明らかにする。対象は、セーフティネットが必要と考えられる経済的困窮にあたるひとり親世帯及び母子生活支援施設の母子世帯とする。

第一章では「序論」として、研究の背景と目的について述べ、既往研究の分析及び本研究の位置づけを行った。既往研究の分析では、ひとり親世帯に関する研究の多くが社会福祉学によるものであり、建築学・住居学からの研究は一部であることを明らかにした。ひとり親世帯の建築・住居分野からの研究には、ひとり親世帯の居住状況や住宅問題及び一般世帯との比較、母子生活支援施設（旧称：母子寮）の建築計画、母子世帯向けシェアハウスなどに関するものがある。母子生活支援施設とは、児童福祉施設の一つで、主にDV避難や自立援助などの理由から母親と子どもが一緒に入所し、自立支援を受ける施設である。一方、本研究は自治体の居住支援策の実態把握や、ケーススタディとして居住支援協議会における空き家を活用した住宅確保や地域の連携による支援のあり方などを考察する点に独自性がある。

第二章では、「ひとり親世帯を取り巻く状況」として、国の資料や既往論文などの文献を用い、ひとり親世帯の統計、ひとり親世帯に関わる法制度の変遷、母子生活支援施設の概要及び歴史などを整理した。

2.1では、ひとり親世帯に関する統計について述べた。国勢調査や全国ひとり親世帯等調査などから、児童のいる世帯数が減少している一方で母子世帯数は増加傾向にあり、子どもがいる現役のひとり親世帯の貧困率がこの30年間一定して50%以上を推移していることを示した。平均年間就労収入は、父子世帯では400万以上の割合が最多の39.9%であるが、母子世帯では正規社員の割合とパート・アルバイトの割合が共に35%程度であり、100～200万の割合が最多の35.8%である。また、養育費を受けたことがない母子世帯が56.0%であることから、母子世帯の経済状況が殊に深刻であることに言及した。そして、母子世帯の方が父子世帯より同居者のいない割合が高く、母子世帯の6割以上が母子のみで暮らしており、母子世帯は持ち家率が父子世帯の半数程度で民間賃貸住宅や公営住宅に居住している傾向を把握した。

2.2では、ひとり親世帯に関わる法制度について述べた。法制度は戦前の貧困母子世帯の保護に始まり、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯を含めた母子世帯、現在の父子世帯を含

めたひとり親世帯、と対象が拡大されながら福祉の充実が図られてきたことを明らかにした。経済面では手当や貸付など、住居については母子寮の整備や低所得者向け公営住宅の大量供給、その他には親の就労支援や子どもの貧困対策といった分野において法制度が整えられ、支援策がこれまで展開されてきたことを示した。

2.3では、ひとり親世帯に関わる住居の法制度について述べた。母子寮は、戦後に児童福祉施設として規定され住宅難で居場所のない多くの母子世帯の住居として役割を担っていた。一方、公営住宅法制定により公営住宅の建設が始まると、母子世帯の優先入居、家賃減免、母子世帯向住宅の建設など、母子世帯への特別な配慮がされていたことを把握した。現在は、住生活基本法、住宅セーフティネット法により、ひとり親世帯を含む子育て世帯や低所得世帯への民間賃貸住宅入居促進などの支援が行われている。

2.4では、戦前の母子寮の成り立ちから現在の母子生活支援施設への移行、役割の変化などについて述べた。母子寮は、戦前ある保育所が空き保育室に貧困母子世帯を保護したことに始まり、戦後は戦災による住居の喪失などから屋根対策として急いで増設されたが、公営住宅建設が進むと同時に母子寮の建設ピークも過ぎ、住居としての役割が次第に薄まったと考えられる。母子寮には戦前から施設基準があったが、特に関東大震災後は東京及びその近郊で入所希望者が溢れ、多くの母子世帯を入所させる必要性から施設標準への対応は困難であったと推察される。戦後には児童福祉施設最低基準が定められたが、約20年前まで母子寮の母子室は広さが概ね1人あたり3.3㎡以上であり、現在の1室30㎡という基準よりはるかに狭かったことを把握した。

2.5では、以上について小結としてまとめた。

第三章では、「自治体の取り組み」として、国によるひとり親世帯の支援策が各自治体でどのように展開されているのか、居住を中心に現行の支援策の実態を把握し、その取り組みの中で生じている課題からひとり親世帯への支援のあり方を検討することを目的とした。

3.1では、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県について、ホームページより得られる情報からひとり親世帯の支援策の現状を明らかにした。

3.2では、本研究において1都3県の自治体を対象に実施したアンケート調査結果より、回答を得られた93区市の各自治体における支援の実態と課題などについて述べた。ひとり親世帯の支援を主に担当する部署（以下、「ひとり親係」とする）は主に子ども家庭課などの子育て関係の部署に属し、福祉関係の部署などと支援を連携していることを明らかにした。母子世帯、父子世帯は共に子どもの預け先がなく就労に限度が生じてしまうといった子育てと就労の両立に課題を抱えている。一方で93自治体の40.3%には、子育て支援制度がひとり親世帯にあまり活用されていないという課題が生じており、支援制度の周知方法及び制度内容に改善の余地があることが示唆された。住居については、公営住宅は地区によって戸数が少ない、また民間賃貸住宅は家賃の高騰や保証人の不在により入居が難しい、といったことが主な課題であることを明らかにした。しかしながら、10自治体ではひとり親世帯対象の民間賃貸住宅家賃助成を実施していることが確認された。また、公営住宅の紹介とともに、民間賃貸住宅の家賃助成、斡旋、保証料助

成、情報提供を行う自治体もみられ、このような民間賃貸住宅への取り組みが今後更に求められる。

3.3では、3.2の自治体のうち都内10区にヒアリング調査を実施した結果より、ひとり親世帯の支援体制や具体的な取り組みの実態などについて述べた。ひとり親係はひとり親世帯に「就労・自立支援」、「手当・貸付」、「親と子への支援」、「母子生活支援施設」、「住居」の5分野の支援を主に行っている。しかしながら、住居の支援はひとり親係の管轄でない場合が多いため支援が薄くなりやすいことが明らかとなり、住居の支援を管轄する住宅課との連携強化が課題である。就労・自立支援については、4区が職業訓練や自立支援の給付金に対して独自に給付期間の延長や給付金の上乗せを行っていることなどを把握した。子どもへの支援については、8区が学習支援を実施している。そのうち3区はひとり親世帯を対象とし、そのうちの2区では、学習以外にも給食の提供や各家庭の状況を認知した生活支援を含めて取り組みを行っていることが確認された。また、近年では、2区が子育て世帯を対象に、別の2区がひとり親世帯を対象に生活実態調査を実施しており、各区はひとり親世帯に支援制度を周知できていない、ひとり親世帯は経済面の次に住居に困っている、などの実状を認識して対応を行っていることを把握した。母子生活支援施設については、各区に1カ所以上設置され、いずれの施設も比較的満室に近い。入所理由は、子育て不安、住宅困窮、DV、母親の精神疾患や子どもの障害などであり、3区では施設内の空間を一般のひとり親世帯や子育て世帯の産後ケアやサロンなどに活用したいと考えていることが明らかとなった。住居については、ひとり親世帯は元の生活環境を変えないようにする傾向がみられた。都営住宅には元の居住地区に絞って応募するためなかなか当選しない、民間賃貸住宅は収入に見合う物件がない、また、自治体の居住支援策の対象は高齢者や障がい者も該当するため、ひとり親世帯に支援を特化できないといった課題が認められた。

3.4では、以上について小結としてまとめた。

第四章では、「母子生活支援施設の母子世帯」として、母子生活支援施設の空間と使われ方の歴史的変遷、施設における支援の実態、入所中及び退所した母子世帯の生活実態などを明らかにし、母子生活支援施設の母子世帯への居住を中心とした支援のあり方を検討することを目的とした。

4.1では、モデルケースとして都内1施設へのヒアリング調査結果より、母子生活支援施設の空間と使われ方の変遷などについて述べた。当施設は大正時代に始まり現在まで5回の移転や改築・改修を行い、直近では1960年代に木造からRC造に改築した初動期、1980年代に大規模改修をした転換期を経て、2011年に現建物となったことを把握した。1世帯1室の母子室については、初動期には共用の水回りが母子室と別にあったが転換期には個別の水回りが母子室に隣接し、現在は完全に個室化し施設空間が共同生活から個別生活へと移り変わったことが確認された。また、転換期までは施設の共用空間で近隣住民を招いた行事などが行われていたが、全国的にDVによる入所が増えシェルターの役割が大きい現在は地域開放が当時よりも一時的になり、近隣住民との関係性なども以前と異なっていると考えられる。

4.2 では、本研究において1都3県の母子生活支援施設を対象に行ったアンケート調査結果より、回答を得られた23施設における支援の実態と課題などについて述べた。入所時の母親の雇用形態は非正規社員が約55%、無職が約35%を占めるが、退所時もほぼ同じ割合であり入所中のキャリアアップが難しい実態を把握した。母子世帯は、日常生活のルールなど基本的な生活支援を受けて大体自力で生活できると退所となるが、18施設では退所世帯のほぼ全員あるいは半数より、主に精神・健康面や子育てに関する相談があることが明らかとなった。また、子育てが心配などの理由で施設の近くに退所してほしい母子世帯がいる施設は18カ所あったことから、施設の母子世帯は施設職員による訪問などアフターケアを受けやすい範囲に退所できることが望ましいと考えられる。退所理由としては、「住宅事情の改善」が最も多く、民間賃貸住宅は収入面から厳しいため自立できていても公営住宅に入居できるまで入所し続ける傾向がみられ、生活の自立に加え住居の確保が退所の決め手になっている実態が認められた。

4.3 では、4.2の母子生活支援施設のうち都内4施設に行ったヒアリング調査結果より、母子世帯の実態と抱えている課題、母子生活支援施設の取り組みなどについて述べた。多くの母子世帯は、精神・健康面に課題を抱え、退所後も地域に馴染めない場合が少なくないことが明らかとなり、4.2の退所者から精神・健康面の相談が多いという実態を改めて確認した。母子世帯の大部分は、施設近くへの退所を希望し、当該自治体の公営住宅に当選しにくいまたは少ない場合は近隣区市の公営住宅に、当該自治体に公営住宅が多いまたは施設近くに多い場合は当該自治体の公営住宅に入居する傾向があることを把握した。また、いずれの施設も、地域の保育所や小中学校、子ども食堂との連携がある、古い歴史を持ち地域に根付いている、など周辺地域による一定の理解を得られていると感じていることを明らかにした。このような地域の連携がとれている教育機関などが所在する施設近くの範囲に、課題を抱える母子世帯が自立を目指して退所することの重要性が示唆された。

4.4では、4.3の母子生活支援施設の2施設において、退所した7世帯及び退所予定2世帯の計9名の母親に実施したヒアリング調査結果より、生活実態と支援のニーズについて述べた。母親は30代、子どもは幼児や小学生が中心で、退所後は自ら施設に連絡する者から特に関係がない者まで施設との関係は様々である。しかしながら、全世帯が施設から徒歩圏あるいは自転車圏、小学校区程度の生活環境を変えない範囲に退所し、6名が非正規社員、2名が正規社員で職場も主に同様の範囲にあることを把握した。5世帯は公営住宅を希望したが、特に2人世帯の場合は応募できる住戸が限られ、やむを得ず民間賃貸住宅を選び、1DKなど最低居住面積水準程度の木造住宅に居住していることが明らかとなった。また、身寄りがなく子育て援助のない母子世帯が多く、緊急時の子どもの預け先、小学生以上の子どもの居場所、近所の大人のサポートが主な支援のニーズであることを明らかにした。自治体の支援制度にも限界がある以上、地域コミュニティによる援助も求められる。

4.5では、以上について小結としてまとめた。

第五章では、「居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援」として、東京都

豊島区の居住支援協議会を事例とし、経済的困窮にあたるひとり親世帯及び母子生活支援施設の退所世帯への空き家を活用した住宅確保や地域の連携による居住支援の展開について検討することを目的とした。

5.1では、居住支援協議会の概要などについて述べた。居住支援協議会は、自治体、不動産団体、NPO法人などの居住支援団体が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を目的に情報発信などを行う組織で、2018年3月末現在47都道府県及び23区市町が設立している。また、2017年には住宅確保要配慮者の入居支援や生活支援を行う居住支援法人制度が開始された。公営住宅の供給が限界を迎える一方、全国的に増加傾向にある空き家は52.4%が賃貸用であり、住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者への空き家を含めた民間賃貸住宅の活用が定められた。現在は全国6区市の居住支援協議会が、空き家と住宅確保要配慮者のマッチング事業を行っていることを明らかにした。東京都区部では6区が空き家と入居希望者または利用希望者とのマッチング事業を実施しており、空き家や民間賃貸住宅を登録するバンクを用いて住居の需要と供給のマッチングを図っている2区について事業の実態を示した。

5.2では、豊島区居住支援協議会におけるこれまでの取り組みを整理し、居住支援活動の課題について述べた。当区は公営住宅が非常に少ない一方で、都内で空き率が第1位という需給関係のミスマッチ解消のため、2012年に居住支援協議会を設立した。空き家を登録するバンクの運営、居住支援団体との連携及び活動支援、当協議会を周知するセミナーの実施やリーフレットの配布などが行われてきた。しかしながら、空き家登録及びマッチング実績は僅か2件であり、居住支援に意欲のある空き家オーナーの取得が根本的課題であることが明らかとなった。実績の2件はいずれも入居者がひとり親世帯であり高齢者や障がい者よりも受け入れやすいと考えられ、空き家オーナーがひとり親世帯のための活用にメリットを得られる工夫が求められる。

5.3では、豊島区における空き家の実態調査結果、区内の母子生活支援施設並びに施設周辺の不動産業者7社へのヒアリング調査結果から、居住支援協議会の仕組みを活用したひとり親世帯への居住支援のあり方を述べた。空き家は、老朽化したアパートなど活用以前に建物の状態に問題のある場合が多く、空き家であっても高齢者施設に入所中で一時的に空いている、物置に使用しているなどの事情がみられ、居住支援の活用に繋がるような空き家はみられなかった。一方で、母子生活支援施設には、空き家を低廉な家賃で借りることができるなら、退所世帯の住居や自立に向け一時的に入所できるステップハウスとしたい、というニーズがあることを把握した。ただし、空き家の確保が容易でないことから、居住支援協議会の不動産団体と連携を深めて不動産業者が所有する空き住戸をひとり親世帯に提供する仕組みを検討するため、地域密着型の不動産業者にヒアリングを行った。その結果、高齢者や障がい者は断る場合があるが、ひとり親世帯や母子生活支援施設の退所世帯は問題なく、ひとり親世帯向けにアパートを改修していることやオーナーを説得できるといったことがわかり、積極的に受け入れる姿勢があることが明らかとなった。居住支援協議会の仕組みを活かした地域のセーフティネットの中でひとり親世帯に住居を提供し、さらに居住支援法人などの生活支援に繋いで自立を目指すといった居住支援の仕組みが重要である。

5.4 では、以上について小結としてまとめた。

第六章は、「結論」として、第二章から第五章までに得られた知見をまとめ、ひとり親世帯の自立に向けた居住支援のあり方に対する提言とした。

6.1では、第二章から第五章までの総括を行った。

6.2では、第二章から第五章までに得られた知見より、以下を本論文の提言とした。

第一に住居の確保、第二に生活全般の支援を行う「居住支援」が必要と考えられ、公営住宅が少ない地域や民間賃貸住宅の家賃が高い都市部においては、自治体の政策面、並びに地域の居住支援協議会や不動産業者などによるセーフティネットにより、住宅確保を支援し居住を安定させることがまず大切である。そして、ひとり親世帯それぞれに異なる生活課題を把握し支援できるセーフティネットが求められる。したがって、ひとり親世帯の居住支援には、自治体及び地域資源が連携し居住を始めとした段階的な支援を行い、課題解決に寄与し自立に導く仕組みの構築が求められる。具体的には、自治体、居住支援協議会、居住支援法人などの連携によるセーフティネットによって、住居の確保、経済的自立、子育て支援の順に自立度をチェックし必要な支援に繋ぐことが重要である（図 1）。このようなセーフティネットは、支援が必要な子育て世帯のピックアップや地域の子育て環境の向上などにも寄与することが期待される。

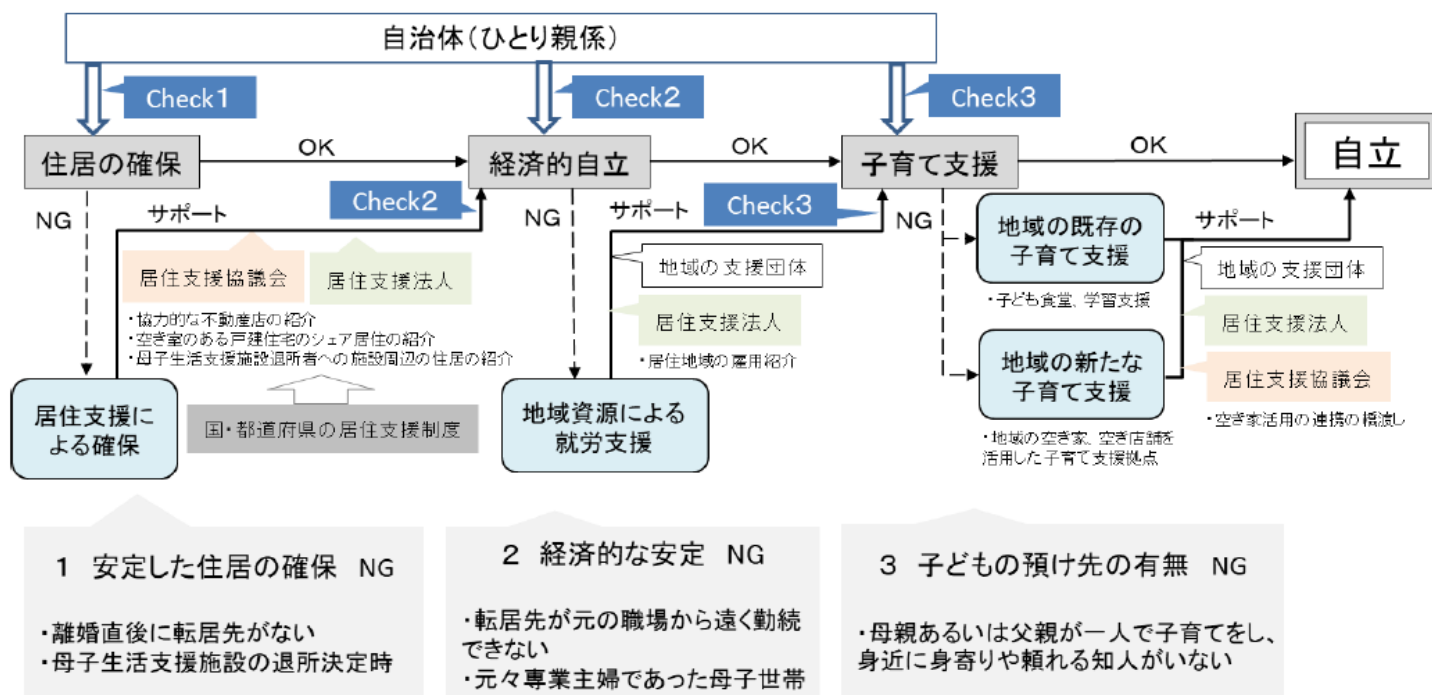


図 1 ひとり親世帯の自立に向けた居住支援のあり方

論文審査結果の要旨

人口減少、少子高齢化、小世帯化などの人口の規模・構成の変化が、日本の将来のあり方を変えようとしている。このような時代の流れの中で、ひとり親世帯は確実に増加しており、一般世帯に比べて、子育てと仕事の両立は一層厳しい状況にあることは容易に推察され、特に、母子世帯は男女の社会的地位による収入格差などから、生活状況が逼迫していると考えられる。中でも、都市部で暮らすひとり親世帯にとって、住居費は大きな出費であり、生活の基盤となる住居の確保は大きな課題といえる。昨今は、低所得者、高齢者、障がい者、ひとり親世帯など住宅確保要配慮者とされる者への住居の支援が推進され、各自治体に居住支援協議会が設立され始めているところであるが、各自治体においては居住支援が確立し浸透したとは言えない状況である。

本研究ではこうしたセーフティネットの必要なひとり親世帯の実態及び自治体の支援策の現状を把握すると共に、ひとり親世帯が抱えている住居を中心とした生活課題及び居住支援の位置付けや進め方を明らかにすることを目的としている。さらに、豊島区の居住支援協議会を対象に、空き家・空き室等を居住支援に活用する試みを通して、居住地域を含めた今後の居住支援のあり方を提案することを目指している。

第一章では、研究の背景と目的について述べ、既往研究の分析及び本研究の位置づけを行なっている。

第二章では、「ひとり親世帯を取りまく状況」として、統計資料や法制度などを整理し、母子世帯の平均年間就労収入は 100～200 万円が最多の 35.8%、養育費を受けたことがない割合が 56.0%、と母子世帯の経済状況が非常に深刻であることを述べている。また、法制度については戦前の貧困母子世帯の保護に始まり、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯、現在の父子世帯を含めたひとり親世帯、と対象が拡大されながら福祉の充実が図られてきた経緯を示している。住居については戦後、母子寮が母子世帯の住居の役割を担い、公営住宅では優先入居、家賃減免、母子世帯向住宅の建設など母子世帯に特別な配慮がされてきたが、現在は、住生活基本法、住宅セーフティネット法により、ひとり親世帯を含む子育て世帯や低所得世帯への民間賃貸住宅入居促進などの支援に転換してきた経緯から、新たな居住の形態が求められていることを示唆した。

第三章では、「自治体の取り組み」として、国によるひとり親世帯の支援策が各自治体でどのように展開されているのかを探るため、東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県自治体のうち調査協力の得られた 93 自治体の取り組みを分析し、住居を中心に現行の支援策の実態を把握している。支援体制としては、ひとり親世帯の支援を主に担当する部署は住居に関する支援部署との連携が薄いため住宅課との連携強化が求められる。また、子育てと就労の両立に課題を抱えている。一方で 93 自治体の 40.3%では自治体の子育て支援制度がひとり親世帯にあまり活用されておらず、支援制度の周知及び支援策に改善の余地があることを確認している。住居については、公営住宅が地区によって戸数が少ないといった課題に加え、子どもの養育や就労の継続のため、現居

住地区に住み続けたいという傾向にあることが認められた。民間賃貸住宅は家賃の高騰や保証人の不在により入居が難しいこと、自治体の中にはひとり親世帯対象の民間賃貸住宅家賃助成を実施していることを確認し、有効な支援策の整理を行なっている。

第四章では、「母子生活支援施設の母子世帯」として、施設へのアンケート調査、当該母子世帯のヒアリングにより入所・退所世帯の生活実態及び課題の把握を行なっている。多くの母子世帯は経済的に自立できるほどにキャリアアップができていない上に、公営住宅に入りにくい、民間賃貸住宅の家賃が高いことから、公営住宅に入居できるまで入所し続ける傾向があると指摘している。また、生活の自立に加え住居の確保が退所の決め手になっていることが明らかにし、さらに、退所時には精神・健康面に課題を抱える母子世帯が多く退所後は地域に馴染めないケースもあり、連携がとれている教育機関なども含めて、アフターケアの重要性を確認している。そして最後に、退所後の母子の住まいや居場所の確保が求められていること、特に、地域コミュニティの中に必要であると述べている。

第五章では、「居住支援協議会の仕組みにおけるひとり親世帯への居住支援」として、東京都豊島区の居住支援協議会をケーススタディとし、区内の空き家調査を実施し、母子家庭と空き家とのマッチングを試みている。現在、マッチング実績はわずかであるが、居住支援に意欲のある空き家オーナーの課題も抽出しており、母子生活支援施設にとっても、低廉な空き家が退所世帯の住居や自立のためのステップハウスとしてのニーズがあることを見出した。さらに、居住支援協議会の構成員である不動産団体が住居と就労を提供可能な実態も把握でき、地域連携とネットワークの中で、施設からの退所世帯や一般のひとり親世帯に住居を提供する仕組みの構築の可能性を提示している。

第六章では、第二章から第五章までに得られた知見をまとめ、提言として、ひとり親世帯が自立に至るまでには、まず、生活の基盤となる住まいの確保が必要であり、次いで、就労など経済的支援、子育ての支援を段階的にまたは並行して行なうこと及びそれぞれの支援に求められる連携体制や地域資源を具体的に例示した。

本研究は、ひとり親家庭の取り巻く状況を、戦前の貧困母子世帯の保護から、戦後の死別母子世帯、その後の生別母子世帯、現在の父子世帯を含めたひとり親世帯と対象世帯の増加と質的変化を綿密に調べ詳らかにした労作である。特に貧困と隣り合わせにある母子世帯の居住支援という視点から生活課題を明らかにするとともに、自治体の取り組みや地域連携による支援の方策を提示し、さらに、空き家・空き室の活用に取り組むなど、課題解決にも積極的に取り組んだ点について、審査委員会から高い評価を得た。

以上より、審査委員会は、研究課題としての重要性、研究手法の妥当性、分析・考察の深さ・的確性、さらに、独創性と具体性について審査した結果、本論文は、全てにおいて高く評価でき、博士（学術）授与に十分値すると全員一致で判断した。